

くらし ほっと

5月は消費者月間です
消費生活センターってどんなところ？
もうダマされない!!
悪質商法お笑い護身術
ヤミ金融にご注意！
ペイオフの全面解禁が延期されました

5月は消費者月間です

みんなで考えよう！くらしとルール

私たちは、多くのルールに囲まれて暮らしています。社会のしくみも日々変化しており、そんな中、私たちの暮らし方も多様になっています。

より快適に暮らすために、暮らしの中のいろいろなルールについてみんなで一緒に考えてみませんか。

今年は、上越市で講演会とキャンペーンを実施します。みなさんのご参加をお待ちしています。(講演会は、事前申込みが必要となります。)

消費者月間 記念行事

日時:平成15年5月24日(土)

場所:上越市市民プラザ1F

上越市土橋1914番地3 TEL:025-527-3611

○ 講演会

法律や契約...わかっているようでよくわからないことって結構ありますよね。私たちのくらしの中のルールについて、面白く、わかりやすくお話をさせていただきます。これからのくらしに役立つこと間違いなし！です。

時 間:13:30～15:00(13:00開場)

場 所:1階 ホール

講 師:特定非営利活動法人お笑い事業団ニイガタ
お笑いクラブNiigata 代表
弁護士 今井 誠 さん

テーマ:「くらしの中のルール」(仮題)

先着 200名(入場無料)

5月9日(金)までに、住所、氏名、電話番号、参加人数をはがき、電話、FAX、Eメールのいずれかでお申込みください。(団体の場合は、団体ごとでお願いします。)

○ 啓発キャンペーン

時 間:11:00～16:00(参加自由・入場無料)

場 所:1階 市民ギャラリー 他

～いろいろなルール～

・くらしのルール、契約のルール

・公共料金のしくみについて

・ミニ実験コーナー

・生活設計診断

・ビデオ映写・リーフレット配布 …等々

○お申込み・お問合せ先は...

950-8570 新潟市新光町4-1

新潟県県民生活課

TEL 025-280-5135 FAX 025-283-5879

Eメール T0301105@mail.pref.niigata.jp



消費生活センターって どんなところ？

あなたのくらしを 快適なものにするために...

新潟県消費生活センターでは、県民のみなさんのくらしのアドバイザーとして、次のような仕事をしています。

消費生活相談

商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法の被害でお困りの方の苦情相談、消費生活に関する疑問や買い物相談などについて、専門の相談員が情報提供や解決のためのお手伝いをしています。

(ご相談は無料です。電話・来所・文書でどうぞ)

相談電話 025-285-4196

メールによるご相談は受け付けておりません。

講座・研修

くらしの知識を幅広く学ぶためのいろいろな消費生活講座や、県内各地に何う巡回講座、センターを会場に行うセンター講座などを行っています。

また、オープンテスト室を利用し、消費者のみなさんから生活に密着した商品などの簡易テストを体験していただくことができます。

(ご利用は無料です。)

詳しくは TEL 025-281-5516

FAX 025-281-5517 まで

情報提供

生活情報を

- ・パンフレット
- ・ホームページ

(<http://www.pref.niigata.jp/consumer/center/>)

- ・テレホンサービス(025-285-7000)

などで提供しています。

また、展示室には、パソコン、商品テスト結果や各種パネルの展示、図書・ビデオ閲覧コーナーがあります。展示室には、年末年始を除く毎日開館しています。図書・ビデオの貸出も行っています。

商品テスト

身近な商品の品質・性能・安全性などの試買テストを商品テスト室で実施し、情報を提供しています。

< 試買テスト >

平成12年度	トイレットペーパー、即席みそ汁
平成13年度	フリース製品
平成14年度	食塩

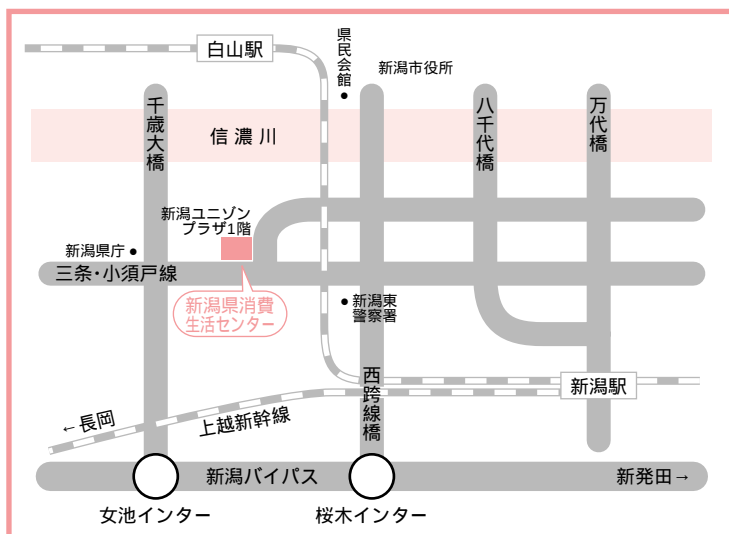
交通のご案内

[バス利用]

- ・新潟駅から「県庁前行き(水島町経由)」で「上所島バス停」下車
 - ・バスセンターから「酒屋」曽野木」方面行きで「上所島バス停」下車
- (どちらの路線をご利用の場合も運賃は180円です)

[自動車利用]

- ・新潟駅から県庁方向へ10分
- ・新潟バイパスの女池インター又は桜木インターから10分



もう
ダメ
されない!!

悪質商法 お笑い護身術

3月15日(土)新潟市にあるNEXT21 1階アトリウムで若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しました。新潟お笑い集団NAMARAのきぬがささん、森下英矢さんが悪質商法の手口をコントとクイズで紹介し、県消費生活センター所長による解説で、楽しみながら「悪質商法の被害に遭わないためには？」を考える機会になりました。



「催眠商法」

タダでものがもらえる...

「マルチ商法」

簡単に儲かる商売があるよ...

「アポイントメントセールス」

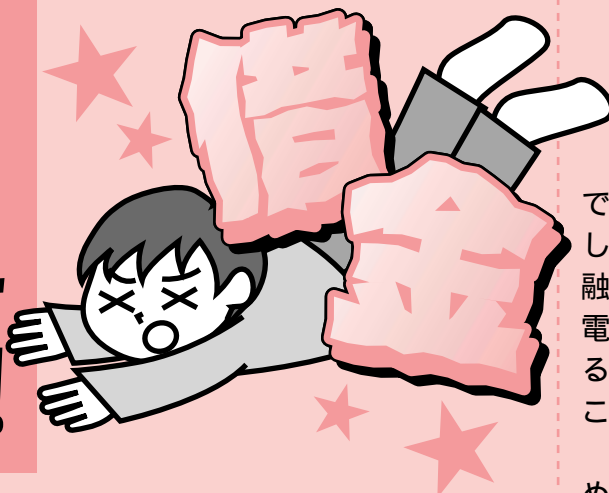
あなたはハワイ旅行に当選しました...

「ヤミ金融」

審査なしで、すぐにお金を貸します...

そんなうまい話は
ありません!

ヤミ 金融に ご注意!



ダイレクトメールや折り込みチラシなどで、審査なし、すぐに融資などといった甘い言葉で誘い、違法な高金利で貸し付ける、いわゆるヤミ金融の相談が増加しています。電話1本ですぐに借りられるからといって利用することは絶対にやめましょう。

おかしいと思ったら、早めに県消費生活センターや市町村消費者行政担当課などの相談窓口にご相談ください。

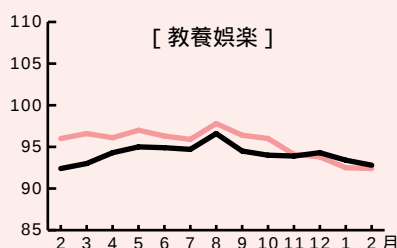
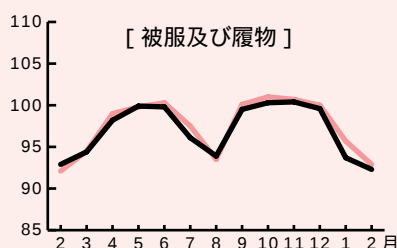
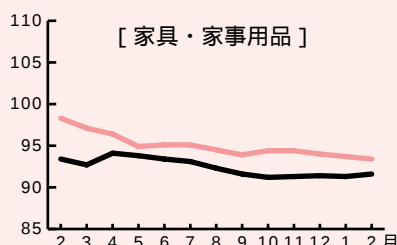
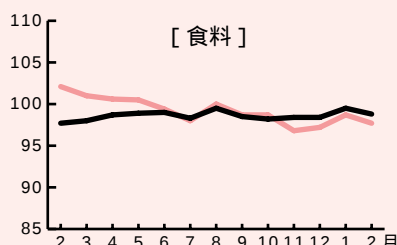
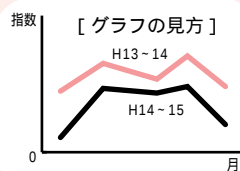
- ヤミ金融には手を出さない!!
- 一人で悩まず、すぐ相談を!

新潟県消費者物価指数

平成15年2月速報値

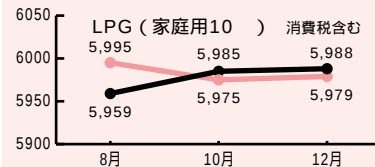
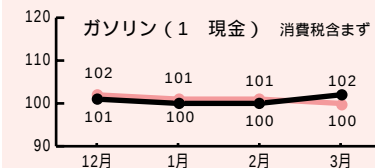
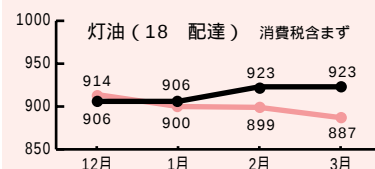
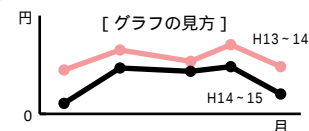
□ 平成12年平均を100とした指数です。

総合指数 98.0



資料：新潟県総合政策部統計課

新潟県石油製品価格



資料：(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター

ペイオフの全面解禁が延期されました

当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

- ・定期預金等については、これまで同様、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。
- ・平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることになります。
- ・預金保険制度、農漁協系統貯金制度ともに同様の取扱いがなされます。
- ・詳しくは、金融機関の窓口や預金保険機構(03-3212-6029) 農水産業協同組合貯金保険機構(03-3285-1272) 関東財務局(048-600-1146)にお問い合わせください。

商品の分類\期間		～平成14年3月	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	普通預金 当座預金 別段預金	全 額 保 護		
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補填契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含む)、金融債(保護預り専用商品に限る)など(1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(3)を保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。		
対象外商品の保険品の	外貨預金、譲渡性預金、元本補填契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。		

- 1 このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
- 2 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
- 3 定期積金の給付補填金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。



新潟県

編集・発行 /

新潟県県民生活・環境部県民生活課

〒950-8570 新潟市新光町4番地1

T E L (025)280-5135(直通) F A X (025)283-5879

E-mail T0301105@mail.pref.niigata.jp

ホームページ <http://www.pref.niigata.jp/consumer/>

平成15年4月発行(次回は平成15年7月発行予定です。)

新潟県消費生活センター

〒950-0994 新潟市上2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ1階

T E L (025)281-5516 相談電話 (025)285-4196

F A X (025)281-5517 E-mail S035010@mail.pref.niigata.jp

ホームページ <http://www.pref.niigata.jp/consumer/center/>